

第2期おびひろこども未来プラン
(原案)
(帯広市こども計画)

令和2年3月 策定
(令和8年 月 改定)

帯 広 市

目 次

1	計画の考え方	1
(1)	策定の趣旨	1
(2)	改定の背景	2
(3)	改定の考え方	2
(4)	計画の位置づけ	2
(5)	計画の対象	3
(6)	計画期間	3
2	帯広市のこどもを取り巻く状況	4
(1)	地域の現状	3
(2)	子育て家庭の現状	8
(3)	こどもの現状	12
(4)	こども・若者への意見聴取	13
3	第2期おびひろこども未来プラン	15
(1)	基本理念	15
(2)	基本的な視点	15
	視点1：こどもの視点	15
	視点2：保護者の視点	15
	視点3：社会全体の視点	15
(3)	施策の体系	15
	基本目標Ⅰ こどもを守る	17
	基本施策Ⅰ-1 こどもの権利の尊重	18
	基本施策Ⅰ-2 こどもの虐待防止の推進	20
	基本施策Ⅰ-3 こどもの健康づくりの推進	21
	基本施策Ⅰ-4 こどもの安全な環境の確保	22
	基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てることができる	24
	基本施策Ⅱ-1 安心して妊娠・出産ができる環境の充実	25
	基本施策Ⅱ-2 相談支援体制の充実	26
	基本施策Ⅱ-3 こどもの発達・生活の支援	27
	基本施策Ⅱ-4 わかりやすい情報発信の推進	28

基本目標Ⅲ	こどもや子育て家庭をみんなで支える	29
基本施策Ⅲ-1	仕事と子育ての両立の支援	30
基本施策Ⅲ-2	幼児教育の促進	32
基本施策Ⅲ-3	子育てを地域で支える仕組みづくりの推進	33
基本施策Ⅲ-4	子育て家庭への経済的な支援	35
基本施策Ⅲ-5	ひとり親家庭への支援	36
基本目標Ⅳ	こども・若者自らの健やかな成長を支援する	37
基本施策Ⅳ-1	こどもの体験活動の推進	38
基本施策Ⅳ-2	こどもの社会参加の支援	40
基本施策Ⅳ-3	こどもの健全育成活動の推進	41
基本施策Ⅳ-4	<u>悩みや生きづらさなどを抱えるこども・若者への支援</u>	42
基本施策Ⅳ-5	<u>ライフデザインの形成</u>	44
4	計画の推進体制と点検・評価	45
(1)	市民・企業・行政の役割	45
(2)	計画の点検・評価	45
(3)	計画の目標値	46
【参考資料】		
1	第2期おびひろこども未来プラン策定の経過	47
(1)	策定経過	47
(2)	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会委員	49
(3)	<u>改定経過</u>	50
(4)	<u>帯広市健康生活支援審議会児童育成部会委員（改定時）</u>	51
2	用語解説	52
3	児童憲章	58
4	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	59
5	<u>こども基本法</u>	64

1 計画の考え方

(1) 策定の趣旨

帯広市では、これまで「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」の実現を目指し、2010（平成 22）年度から 2019（令和元）年度までの 10 年間を期間とした、「おびひろこども未来プラン」に基づき、妊娠・出産期から青少年期に至るまでのライフステージに沿った子育て支援施策を総合的に推進してきました。

2012（平成 24）年には、地域の子ども・子育て支援の充実などを主な内容とする「子ども・子育て支援法」が成立し、市町村において子ども・子育て支援事業の必要サービス量と供給体制の確保方策を整理した計画の策定が義務付けられたことから、「おびひろこども未来プラン」の施策を重点化した新たな計画として「帯広市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

こうした取り組みにより、育児に不安や負担を抱える母親など、それぞれの家庭の状況に応じた包括的な相談支援体制の充実をはじめ、共働き世帯の増加に伴う多様な保育ニーズへの対応やひとり親家庭の自立に向けた支援など、子育て環境の充実が図られてきています。

帯広市が 2018（平成 30）年度、子育て家庭を対象に行ったアンケート調査において、子育てに対する感じ方のうち、「喜びや楽しみ」を感じている割合が最も高かったものの、子育てに「強い不安や負担」を感じている割合は 16.0%と、前回調査時（2013（平成 25）年度）の 13.2%と比較し、2.8 ポイント高くなっています。

また、保育需要の多様化や子育ての不安感の高まり、地域におけるつながりの希薄化など、こどもや子育て家庭を取り巻く様々な環境の変化により、保育所や児童保育センターにおける待機児童の発生や子育てに関する経済的負担感のほか、児童虐待の対応など、様々な課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、今後も地域社会全体で、誰もが安心してこどもを産み育て、子どもたちが健やかに成長することができる、笑顔あふれる子育ての実現を目指すため、第 2 期おびひろこども未来プランを策定するものです。

(2) 改定の背景

策定からこの間、国では、少子高齢化に歯止めがかからない状況のほか、いじめや虐待、貧困といったこどもを取り巻く社会環境が深刻化してきていることを背景に、こどもの権利等の保障やこども施策の理念を定めた「こども基本法」を令和5年4月に施行し、こども施策の基本的な方針などを定める「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定しました。

こども基本法において、市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を策定するよう努めることとされています。

(3) 改定の考え方

これまで本計画では、おおむね 18 歳までのこどもとその家族を対象とし、地域全体でこどもを育み、子育てを応援するまちを目指し、出産・子育ての環境づくりなど、こどもと子育て当事者のライフステージに沿った施策を進めてきました。

今般、国は、「生命、生存、発達の保障」「こどもの最善の利益を図ること」「こどもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つの原則を定めた子どもの権利条約の精神に則り、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況などに関わらず権利の擁護が図られ、幸せに暮らすことができる社会の実現を目指し、こども基本法を策定しました。法では、こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義した上で、こども大綱において、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう支えていく考えを示しています。

こども・若者が将来にわたって幸せに暮らしていくためには、一人ひとりが、個人として尊重されながら、夢や希望を描いて幸せに暮らしていくことが重要です。

このため、本計画で掲げている基本的な視点や基本目標などを継続しつつ、若者の暮らしや仕事、結婚などに関連した基本施策を新たに位置付け、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を進めていきます。

また、こどもの意見に耳を傾け、より一層、大切にしていける視点を持ちながら、こども・若者が自分らしく社会生活を送り、将来の見通しや展望を描けるよう支えていくことが必要です。

(4) 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に定める市町村こども計画として位置付け、こども・子育てに関する分野計画として、第七期帯広市総合計画に即して策定します。

また、次に掲げる関連法令等に基づく計画等の内容を盛り込みます。

・「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」

- ・「こどもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村計画」
- ・「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」

(5) 計画の対象

本計画は、おおむね18歳までのすべてのこどもとその家庭、妊娠・出産を希望する方のほか、おおむね30歳未満の若者（施策によってはおおむね40歳未満の方も含む）を対象とします。

また、市民、地域で活動する団体、企業、行政などの個人及び団体を対象とします。

(6) 計画期間

本計画の計画期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とし、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて見直すこととします。

注)「こども」表記について

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、固有名詞や他の法令に根拠があるなどの特別な場合を除き、平仮名の「こども」と表記します。

2 帯広市のこどもを取り巻く状況

(1) 地域の現状

①人口・少子化の現状

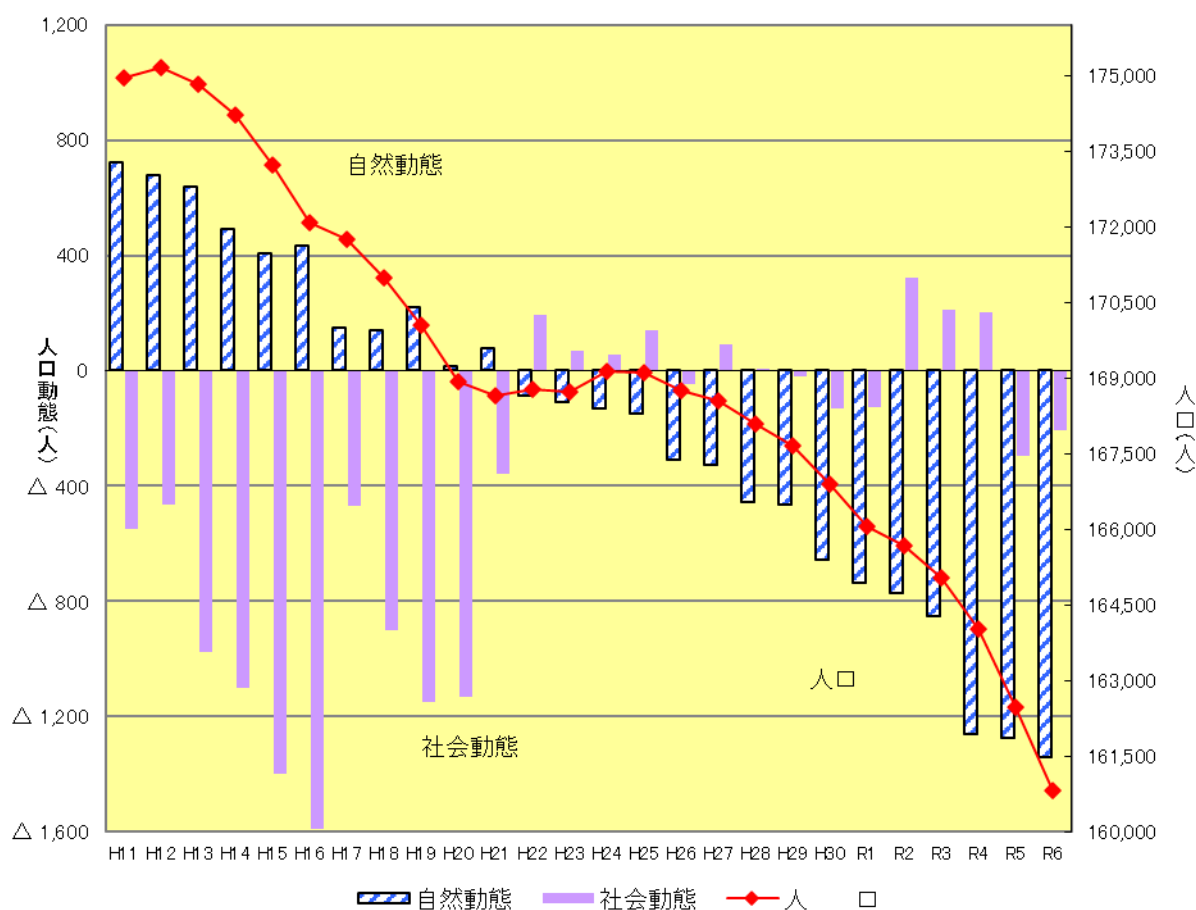
ア 人口の推移

帯広市の人口は、2001（平成13）年1月末の175,174人をピークに減少を続け、2024（令和6）年12月末には160,810人となっています。

転入数から転出数を引いた社会動態は、2010（平成22）年にプラスに転じました。それ以降、ほぼ均衡の状況が続いた中、2020（令和2）年から2022（令和4）年にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い全国的に転出入が抑制されましたが、感染症法上の位置付けが変わった2023（令和5）年以降は転出超過の傾向にあります。

出生数から死亡数を引いた自然動態は、2010（平成22）年にマイナスに転じて以降、2024（令和6）年には1,341人減と、マイナス幅は拡大しています。

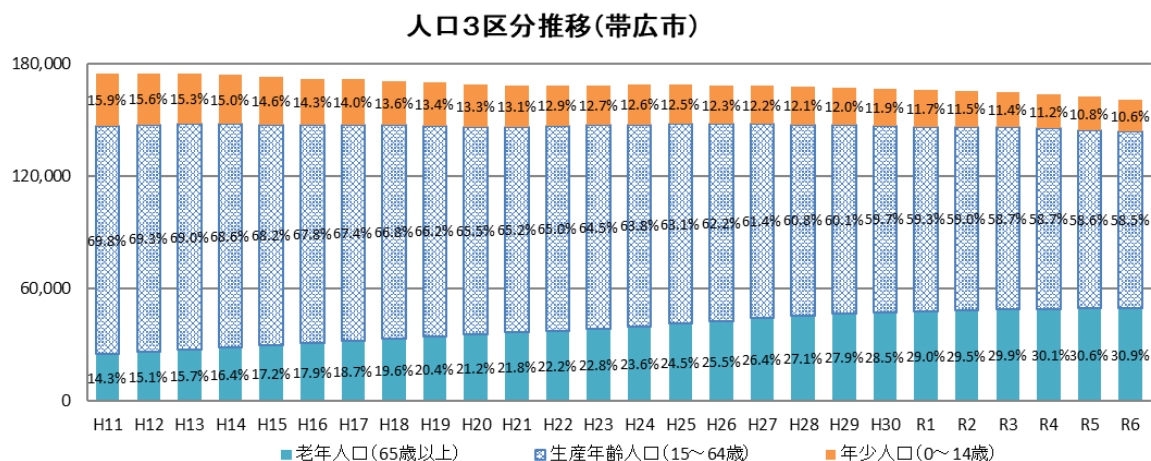
人口・自然動態・社会動態の推移(帯広市)



出典：住民基本台帳（各年12月末）

イ 人口3区分の推移

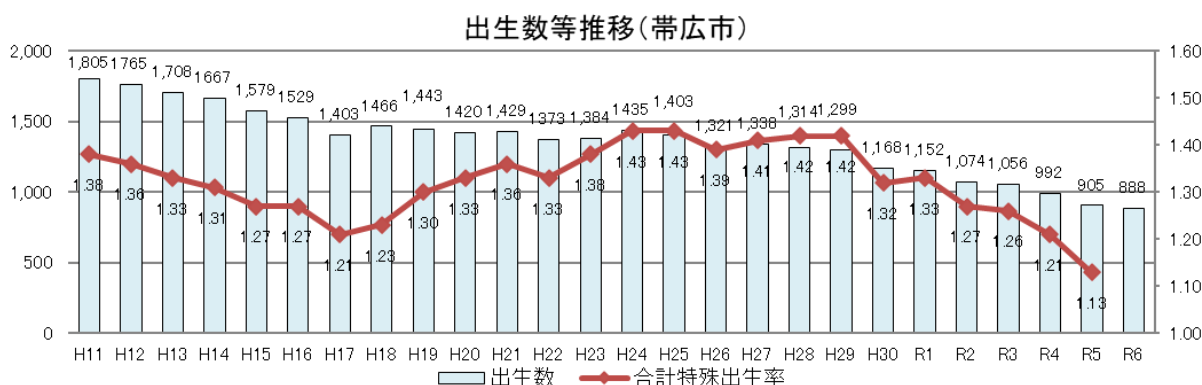
65歳以上の老年人口の割合が増加し、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が減少しています。



出典：住民基本台帳（各年12月末）

ウ 出生数及び合計特殊出生率の推移

1年間の出生数は、年々減少しており、2025（令和6）年には888人です。合計特殊出生率は、2012（平成24）年の1.43をピークに減少傾向が続き、2023（令和5）年は1.13です。



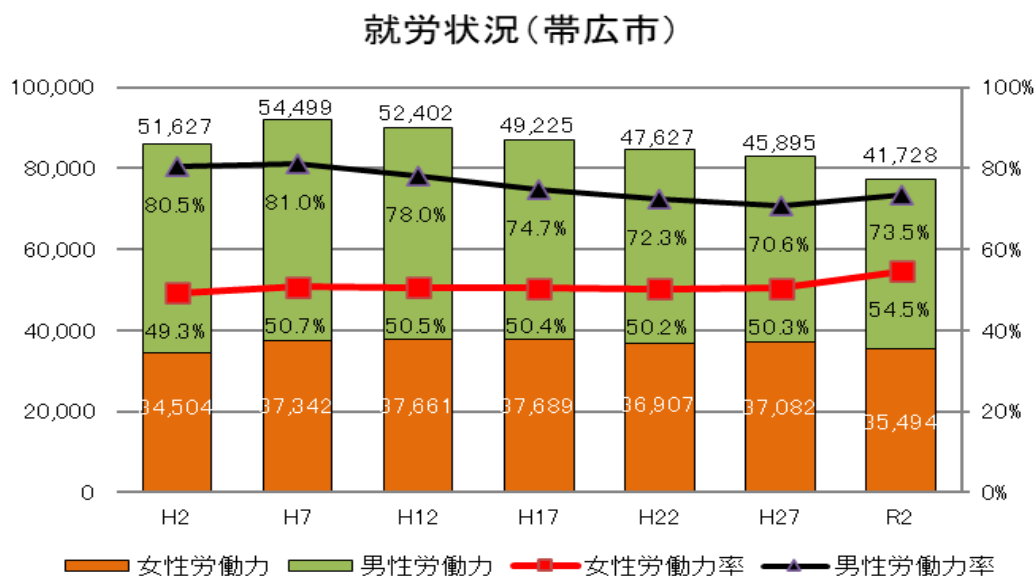
出典：出生数は住民基本台帳（各年12月末）

合計特殊出生率は人口動態統計（確定数）及び住民基本台帳から帯広市推計

②就労等の現状

ア 労働力率、労働人口等の推移

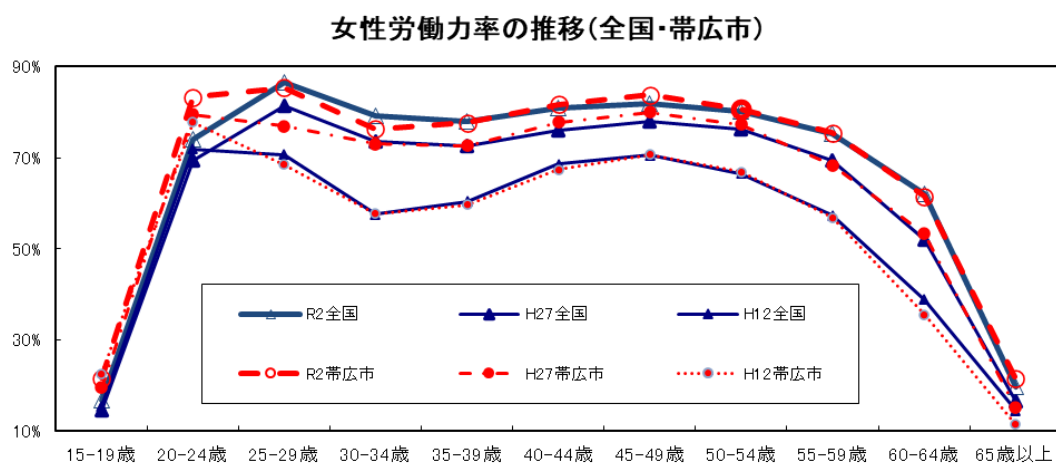
労働力率は、2020（令和2）年には、男性が73.5%に対し女性は54.5%で、男女間の差は年々小さくなっています。



出典：国勢調査

イ 女性の年齢階級別労働力率の推移

女性の労働力率は、全体的に増加してきています。年代別にみると、30～34歳に低い底のあるM字カーブを描いており、結婚・出産・育児を機に仕事を辞める女性が多いことを示していますが、年々M字カーブの底が浅くなり、そして底となる年齢が上がってきています。帯広市も同様な状況となっています。

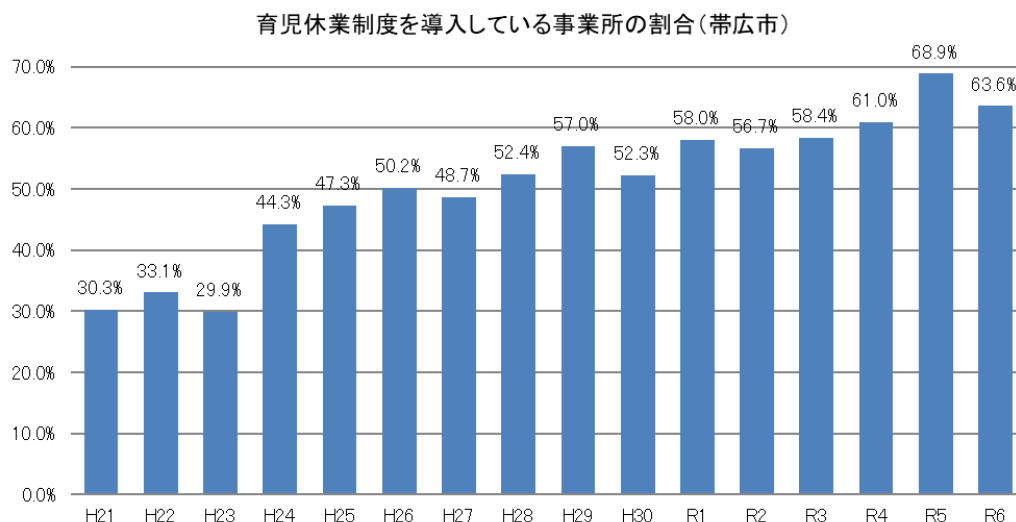


【労働力率】就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。
 労働力人口÷15歳以上の人口(労働力状態「不詳」を除く)×100の数値で示す。

出典：国勢調査

ウ 育児休業制度の導入状況

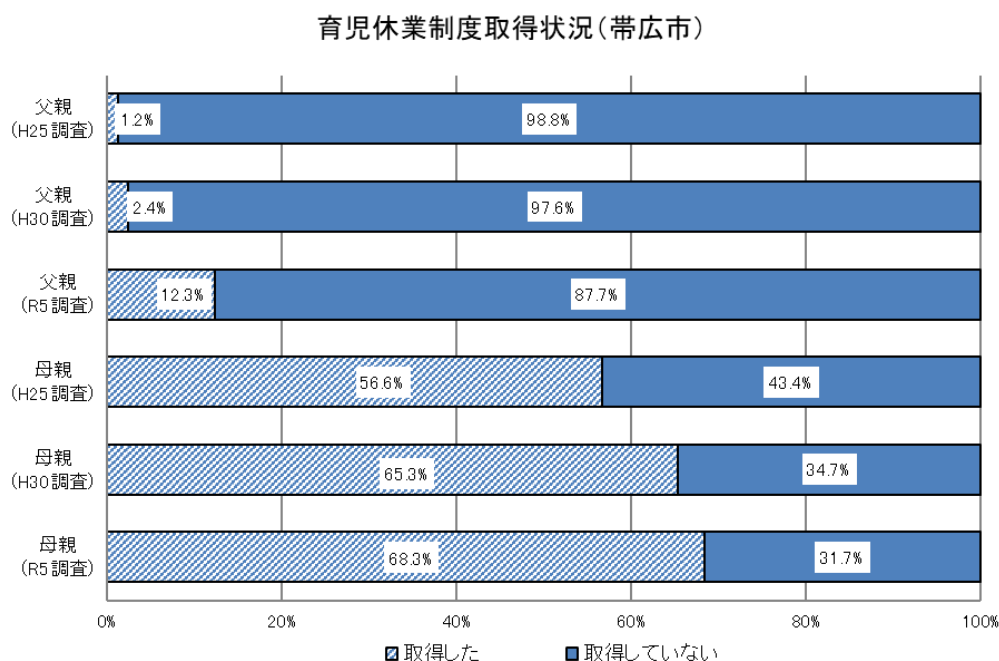
帯広市の事業所における育児休業制度の導入割合は、2009（平成 21）年度は、3 割程度でしたが、近年は6 割を超えています。



出典：帯広市事業所雇用実態調査

エ 育児休業の取得状況

出産時に働いていたと回答した者の育児休業の取得状況は、父親で 12.3%、母親で 68.3%と増加傾向にあります。仕事と子育ての両立のための環境や共に子育てをする環境が、徐々に整備されてきていることがうかがえます。



出典：おびひろこども未来プラン策定にかかるアンケート調査結果（H25, H30）

帯広市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（R5）

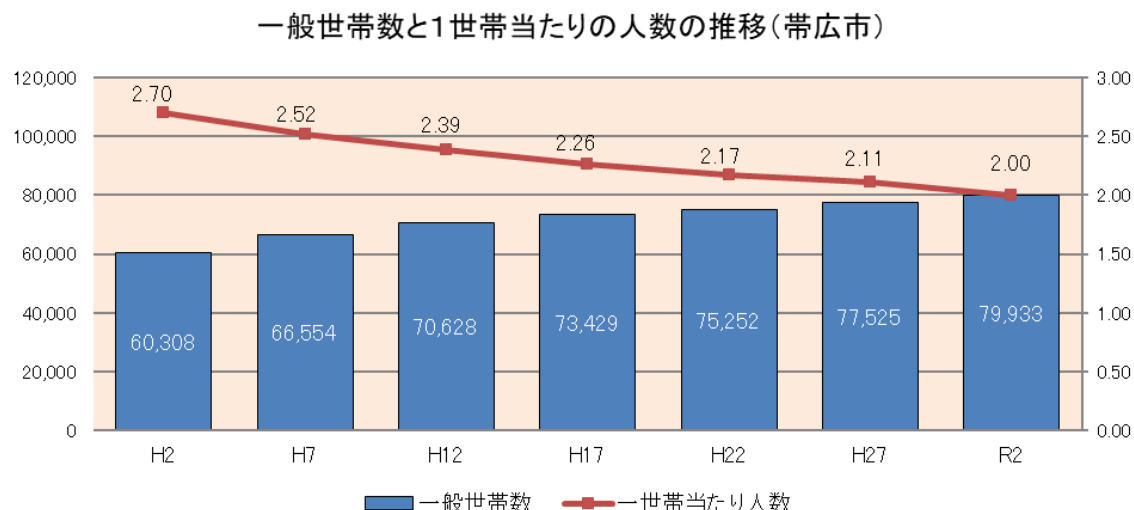
（２）子育て家庭の現状

①世帯の状況

ア 世帯数の推移

帯広市の一般世帯数は 2020（令和２）年で79,933世帯あり、1990（平成２）年の60,308世帯と比較し、19,625世帯（32.5%）増加しています。

一方、一世帯当たりの人数は、2020（令和２）年で2.00人、1990（平成２）年の2.70人と比較し、0.70人（25.9%）減少しています。

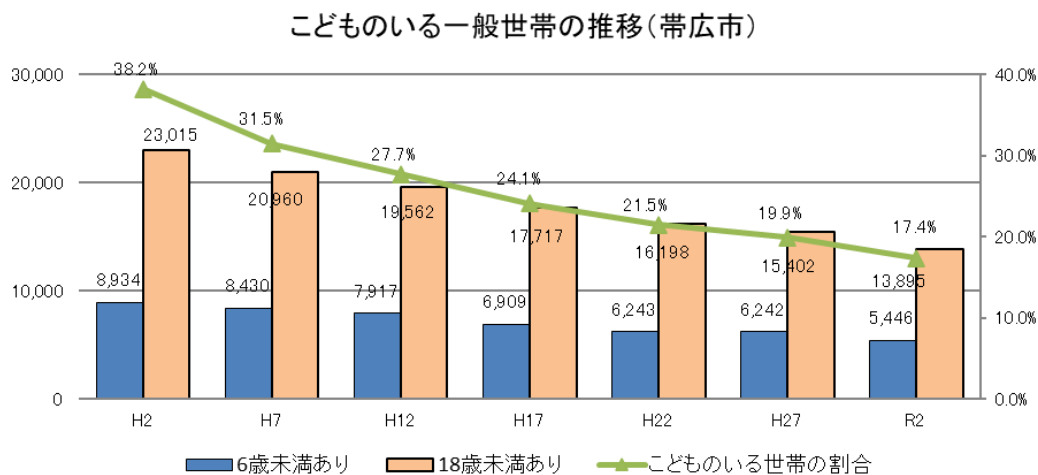


出典：国勢調査

イ こどものいる世帯数の推移

18歳未満のこどものいる世帯数は、2020（令和２）年で13,895世帯あり、1990（平成２）年の23,015世帯と比較し、9,120世帯（39.6%）減少しています。

6歳未満のこどものいる世帯数も、2020（令和２）年で5,446世帯あり、1990（平成２）年の8,934世帯と比較し、3,488世帯（39.0%）減少しています。

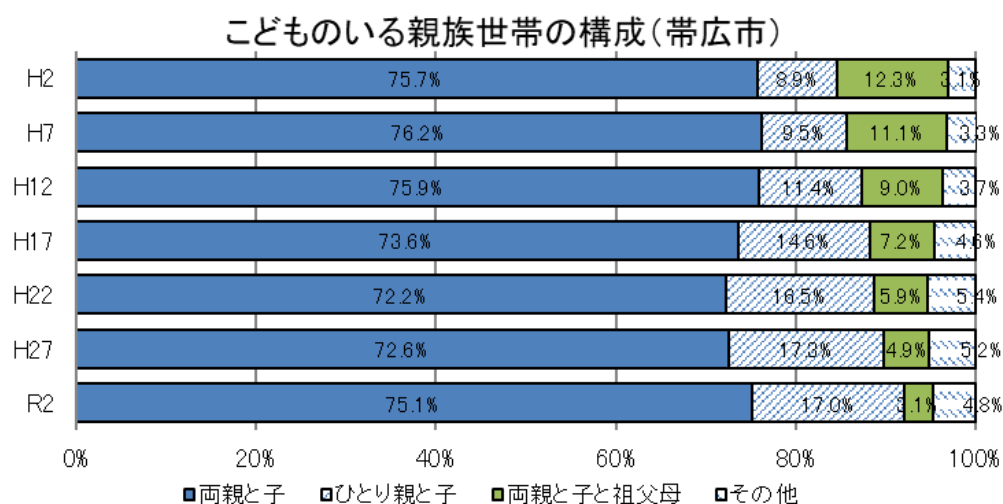


出典：国勢調査

ウ こどものいる世帯の構成

18 歳未満のこどものいる親族世帯の構成は、両親と子の割合が最も高く、2020（令和 2）年で 75.1%を占めています。次いで、ひとり親とこどもの世帯が多くあり、2020（令和 2）年で 17.0%となっており、1990（平成 2）年の 8.9%と比較し、8.1ポイント高くなっています。

一方、祖父母と同居している世帯は、2020（令和 2）年で 3.1%となっており、1990（平成 2）年の 12.3%と比較し、9.2ポイント低くなっており、核家族化が進行しています。

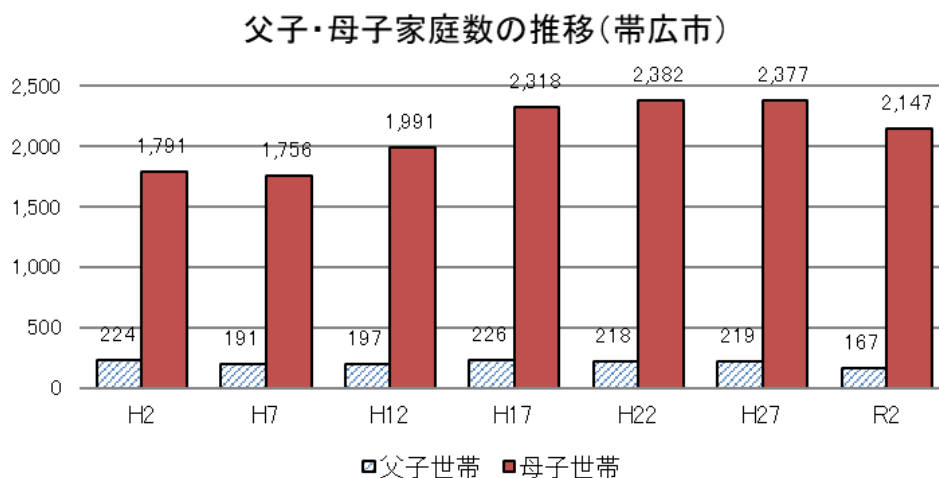


出典：国勢調査

エ ひろ親家庭の推移

ひとり親家庭のうち、母子世帯は 2020（令和 2）年で 2,147 世帯あり、1990（平成 2）年の 1,791 世帯と比較し、356 世帯（19.9%）増加しています。

一方、父子世帯は、ほぼ横ばいで推移しています。



出典：国勢調査

②親の子育て等に対する意識

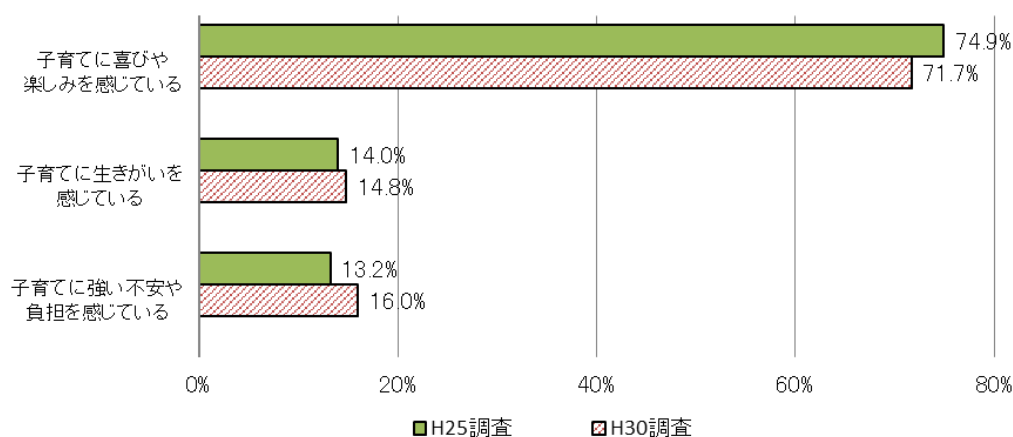
ア 子育てに対する感じ方

子育てに対する感じ方については、「子育てに喜びや楽しみを感じている」と回答した人の割合が最も高く 71.7%に達しており、子育てを肯定的に捉えているものと考えられます。

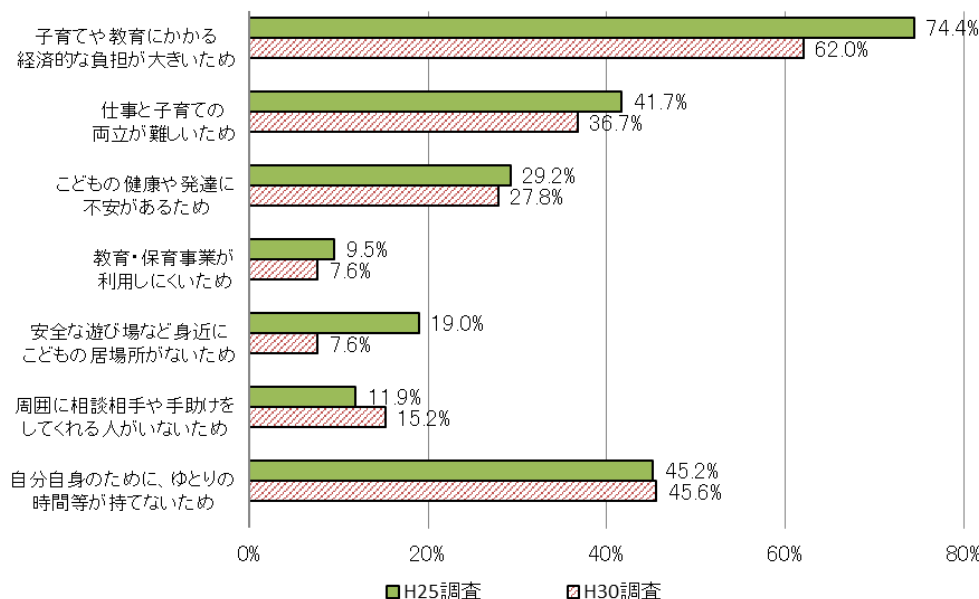
一方、「子育てに強い不安や負担を感じている」と回答した人が 16.0%あり、前回調査時の 13.2%と比較し、2.8 ポイント高くなっています。その主な理由としては、「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きい」とが 62.0%と最も高い割合ですが、前回調査時の 74.4%と比較し、12.4 ポイント低くなっています。

「周囲に相談相手や手助けをしてくれる人がいない」とは 15.2%となっており、前回調査時の 11.9%と比較し、3.3 ポイント高くなっています。

子育てについてどのように感じているか(帯広市)【複数回答】



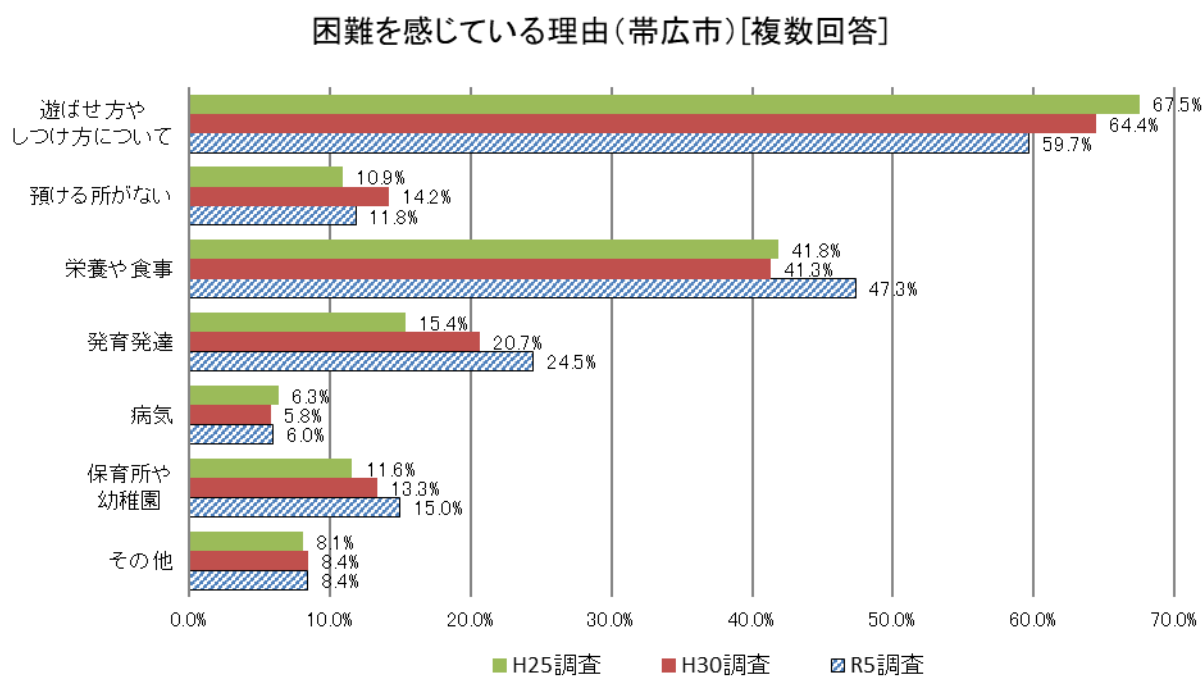
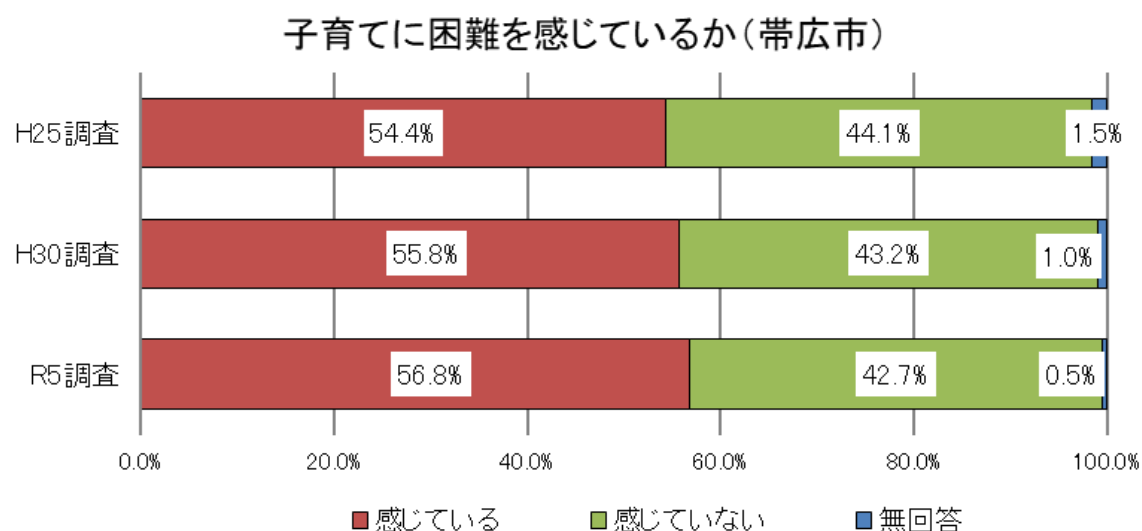
どのような理由で強い不安や負担を感じるか(帯広市)【複数回答】



出典：おびひろ子ども未来プラン策定にかかるアンケート調査結果（H25, H30）

イ 幼児期の母親の育児不安の現状

1歳6か月児及び3歳児健診時に実施しているアンケート調査では、遊ばせ方やしつけ方、栄養や食事などの、「子育てに困難を感じている」と答えた母親は5割を超えています。

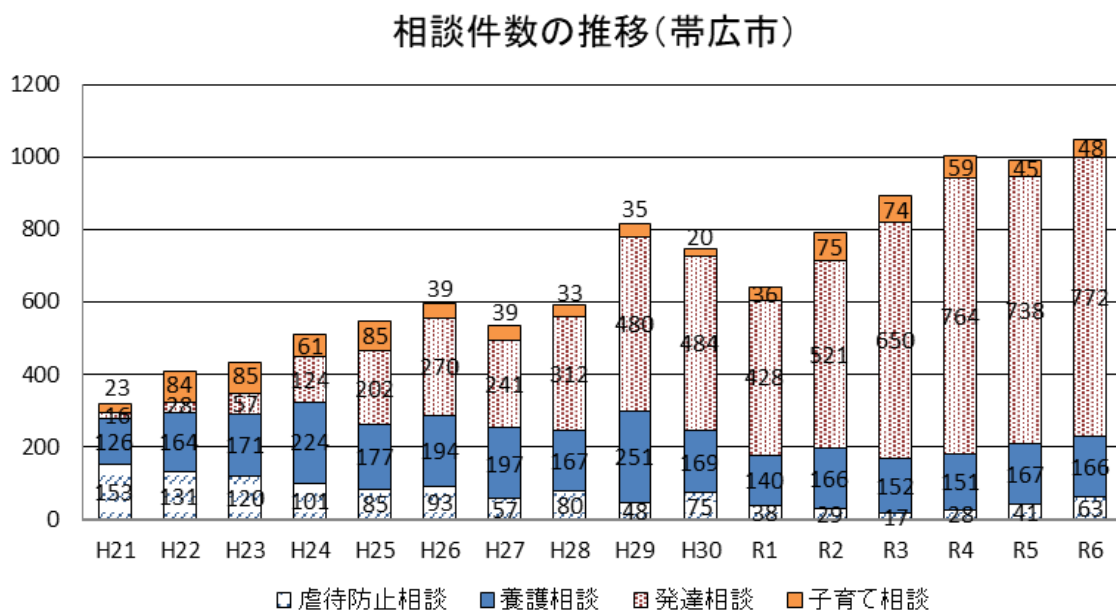


出典：帯広市健康推進課調べ

(3) こどもの現状

発達相談は年々増加しており、2024（令和6）年度は772件と、2009（平成21）年度の16件と比較し大幅に増加しています。

帯広市への虐待防止相談の件数は、2024（令和6）年度は63件と、2009（平成21）年度と比較し減少していますが、2021（令和3）年度以降、増加の傾向にあります。



出典：帯広市子育て支援課調べ

(4) こども・若者への意見聴取

帯広市の印象やこども・若者自身の将来に向けた思い・考えなどを把握することを目的に、ワークショップやインタビューなどにより小学生から大学生までのこども・若者から意見を伺いました。

人とのつながりや居場所づくりといった既に本計画で示している方向性と同様な意見があったほか、高校生や大学生からは仕事に関する意見も寄せられました。これら意見を本計画における施策への反映や今後の取り組みの推進につなげていく考えです。

① 意見聴取先

- ・ フリースクールなどに通うこども・若者
- ・ 児童保育センターに通うこども
- ・ 学生団体等に所属しているこども・若者 など

② 意見聴取時期

令和7年7月～令和7年10月

③ 主な意見

ア 帯広市について思うこと

大都市と比較して娯楽施設等の充実度に物足りなさを訴える意見がある一方で、食や農、自然環境に魅力を感じ、住みやすいといった意見がありました。

- ・ 食に魅力を感じるものの、娯楽施設が少なく不便さを感じる。
- ・ 都市と自然が共存し住みやすい地域である。

イ こども・若者が帯広市で暮らしていくうえで必要と考えるものや取り組みたいこと

屋内・屋外問わずこどもが安心して遊ぶことができる環境を求める意見のほか、人とのつながりを通じて自らの成長や地域の貢献につなげていきたいといった意見もありました。

- ・ のびのびと遊びや運動ができる場所が必要。
- ・ こども・若者自らがやりたいことをできる場所、落ち着くことができる居場所が必要。
- ・ フリースクール等を通じて自らやりたいことを一からつくる経験を重ねてきた。こうした経験を後輩ができるよう支えていきたい。
- ・ 多様な年代との関わりを通じ地域の発展に貢献したい。

ウ 自らの将来について考えていること

帯広市での就職や創業・起業、将来的なUターン移住を考える意見のほか、地元に関する情報を収集できる機会等を求める意見もありました。

- ・ 自分の趣味や好きなことを、札幌市をはじめとする都市部で専門的に学んだ上で仕事につなげたい。
- ・ 誰かの居場所になるような店を開業したい。
- ・ 都市部で就職し経験を積んだのちに帯広市に戻りたい。
- ・ 就職活動時期よりも前に、どのような仕事が帯広市内にあるかを把握できていれば選択肢がもっと広がっていたと思う。

3 第2期おびひろこども未来プラン

(1) 基本理念

『 ともに育むこどもの笑顔 未来へつなぐ おびひろ 』

こどもたちが、笑顔にあふれ、心身ともに健やかに成長できるよう、保護者はもとより、多くの人が様々なかたちで子育てに関わり合い、助け合い、支え合いながら、地域社会全体でこどもを育み、子育てを応援するまちづくりを目指して、「ともに育むこどもの笑顔 未来へつなぐ おびひろ」を基本理念とし、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進めます。

(2) 基本的な視点

すべての施策の考え方に、次の3つの共通となる視点を掲げて施策を推進します。

・ 視点1：こどもの視点

すべてのこどもの幸せを第一に考え、こどもの意見を大切にしながら、こどもの最善の利益を最大限に尊重する。

・ 視点2：保護者の視点

子育てをしているすべての保護者が子育てできることを幸せに感じられる。

・ 視点3：社会全体の視点

すべての市民が連携・協力して、こどもと子育て家庭を社会全体が支える。

(3) 施策の体系

市民アンケート調査の結果や庁内関係部で構成する「帯広市こどもの施策推進委員会」、関係団体などで構成する「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」での協議などを踏まえ、基本理念「ともに育むこどもの笑顔 未来へつなぐ おびひろ」のもと、4つの基本目標と18の基本施策を設定し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進めます。

【施策体系】

〈基本理念〉 とともに育むこどもの笑顔 未来へつなぐ おびひろ

基本目標	基本施策
Ⅰ こどもを守る	Ⅰ－１ こどもの権利の尊重
	Ⅰ－２ こどもの虐待防止の推進
	Ⅰ－３ こどもの健康づくりの推進
	Ⅰ－４ こどもの安全な環境の確保
Ⅱ 安心してこどもを産み育てることができる	Ⅱ－１ 安心して妊娠・出産ができる環境の <u>充実</u>
	Ⅱ－２ 相談支援体制の <u>充実</u>
	Ⅱ－３ こどもの発達・生活の支援
	Ⅱ－４ わかりやすい情報発信の推進
Ⅲ こどもや子育て家庭をみんなで支える	Ⅲ－１ 仕事と子育ての両立の支援
	Ⅲ－２ 幼児教育の促進
	Ⅲ－３ 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進
	Ⅲ－４ 子育て家庭への経済的な支援
	Ⅲ－５ ひとり親家庭への支援
Ⅳ こども・ <u>若者</u> 自らの健やかな成長を支援する	Ⅳ－１ こどもの体験活動の推進
	Ⅳ－２ <u>こども</u> の社会参加の支援
	Ⅳ－３ <u>こども</u> の健全育成活動の推進
	Ⅳ－４ <u>悩みや生きづらさを抱えるこども・若者への支援</u>
	Ⅳ－５ <u>ライフデザインの形成</u>

基本目標

I

こどもを守る

■目指す姿

誰もが、すべてのこどもの幸せを第一に考え、こどもの意見を大切にしながら行動し、すべてのこどもは心身ともに健やかに成長できています。

■基本目標の背景

○2015（平成 27）年の国民生活基礎調査によると、およそ 7 人に 1 人のこどもが相対的貧困の状況にあるとされています。

○児童虐待に関する相談は、複雑性・困難性の高いケースが増えてきています。

○情報化社会の進展に伴い、スマートフォンなどの情報通信機器が普及し、有害な情報に接する機会が増加するなど、こどもが犯罪被害に巻き込まれる危険性が高まっています。

基本施策Ⅰ－１ こどもの権利の尊重

現状と課題

すべてのこどもが持つ権利が尊重される社会の実現のため、学校への出前講座などを通じて、基本的な人権の学びや意識啓発とともに、すべての児童が幸福となるために定められた「児童憲章」や、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の四つの権利が柱となる「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念の普及に取り組んでいるほか、こどもに関する様々な相談に対応するため、関係機関などと連携した取り組みを進めてきています。

すべてのこどもは、一人の人間として、自分らしく個性豊かに生きる権利と尊厳を持った、かけがえのない存在であり、健やかな成長を支えることは社会全体の責務です。

大人は、支援を必要とするこどもの声をしっかりと受け止めることが大切です。今後も、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、こどもの権利を守る支援を進める取り組みが必要です。

また、こどもの多様な考え方や意見を受け止め応えていくことで、こどもの主体性が高まっていき、社会への参画が進んでいくことが期待されます。大人は、意見表明をはじめとしたこどもの権利を尊重していく姿勢がより求められています。

主な施策の展開方向

(1) 人権の啓発活動の推進

- ・ 関係機関や団体との連携を図り、人権についての教育や意識啓発のほか、様々な機会を通して、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念の普及を進めます。
- ・ 障害の有無や性別などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、個性を尊重しあえる社会の実現に向けた意識啓発を進めます。
- ・ こども施策をはじめとするこどもに関わる取り組み等の実施に当たっては、年齢や発達の段階などを考慮しながら意見や意向の把握に努め、これらが尊重されるよう、適切に対応していきます。

(2) こどもの相談体制の確保

- ・ いじめや不登校、教育や学校生活におけるこどもの悩みや、保護者の不安などに対応するため、日常的にきめ細かな相談・支援を行います。
- ・ ヤングケアラーの実態を把握し、該当するこどもに対しては、関係機関と連携しながら適切な相談・支援につなげていきます。

(3) こどもを守る連携活動の推進

- ・市民や関係機関などで構成する組織において、市民意見の反映や連携協力を進めます。
- ・いじめ、不登校、非行などの問題に対応するため、家庭・学校・地域などの連携を深め、対策の検討や未然防止のための啓発活動を進めます。

(4) こどもの貧困対策の取り組み

- ・こどもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、関係機関などと連携し、困難を抱えるこどもや子育て家庭に対する必要な支援に取り組みます。

基本施策Ⅰ－２ こどもの虐待防止の推進

現状と課題

子育て家庭の悩みに対応するために、こども家庭センターにおいて相談体制の充実を図るとともに、児童虐待防止啓発カードの作成・配布などを通し、児童虐待防止の周知・啓発を行っています。

帯広市への児童虐待に関する相談件数は、ここ数年、増加傾向にあります。相談内容は、様々な要因が絡み合い、複雑性・困難性の高いケースが増えています。

こどもの虐待については、多くの痛ましい事件が報道され、大きな社会問題となっていることから、今後も、相談体制の充実に努めるとともに、児童相談所などの関係機関と情報や支援についての考え方を共有しながら、早期発見、早期対応を行うなど未然防止に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主な施策の展開方向

(1) こどもの虐待防止の推進

- ・児童虐待の未然防止や早期発見に向けた啓発活動を進めます。
- ・乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診、各種相談窓口などの様々な機会を通して、児童虐待の恐れや子育てに不安のある世帯の早期の把握に取り組みます。
- ・要保護児童対策地域協議会の取り組みを通じて、関係機関が連携しながら、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を行います。

基本施策Ⅰ－３ こどもの健康づくりの推進

現状と課題

こどもの疾病予防や健康保持のために、乳幼児健診や親子教室、育児相談等を実施し、こどもの健やかな成長を支援してきています。

1歳6か月児及び3歳児健診時に実施している母親へのアンケート調査(2023(令和5)年)では、「子育てに困難を感じることはありますか」という質問に対して、「感じる」と回答した人のうち、その理由について、遊ばせ方やしつけ方と回答した割合が 59.7%と最も高く、次に栄養や食事と回答した割合が 47.3%となっているほか、発育や発達について、不安や悩みを感じている人がと回答した割合が 24.5%となっており、10年前調査時(2013(平成25)年)の15.4%と比較し、9.1ポイント高くなっています。

子育て家庭の様々な不安や悩みに対応していくとともに、こどもの成長に応じた望ましい生活習慣の定着や感染症予防など、こどもの健康づくりに対する取り組みが必要です。

主な施策の展開方向

(1) こどもの健康づくりの推進

- ・乳幼児健診や歯科保健事業をはじめ、予防接種や親子教室などを実施し、疾病等の早期発見、早期治療や健康の保持増進に取り組みます。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園などにおける様々な遊びや体験を通した健康な心と体づくりを進めます。

(2) 食から学ぶ健康づくりの推進

- ・食習慣の改善と健康の保持増進に必要な栄養・運動・休養の三原則の正しい知識の普及啓発のため、栄養相談や食育講座などに取り組みます。
- ・保育所給食への地元食材の積極的な活用を図るほか、こども自らが調理する機会や親子と一緒に保育所給食を体験できる機会を提供します。
- ・保育所給食を通じた栄養士や調理員と児童との交流や、栄養教諭などによる学校訪問指導など、食に対する正しい知識と望ましい食習慣が身につくよう食育に取り組みます。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園、学校での畑づくりなどを通して、食への関心を高め、食べ物を大切に作る心を育てる取り組みを進めます。

基本施策Ⅰ－４ こどもの安全な環境の確保

現状と課題

こどもの安全な環境を確保するために、地域や関係機関と連携したこどもの見守り活動や、歩道や公園などの整備を進めてきています。

こどもの周囲には交通事故や犯罪などが増えているほか、こどもの行動形態が屋外から室内、グループから個人へと変化し、街頭指導においてもこどもの姿を目にする機会が減少していますが、万引きなどの初発型非行の増加や犯罪の低年齢化が懸念されています。

また、こどものインターネット利用度が高まる中、書き込みを巡るトラブルやいじめなどの被害に巻き込まれるケースが増えているほか、利用開始時期の低年齢化も進んでいます。

今後も、こどもの安全を確保する都市基盤の整備や遊び場の確保をはじめ、こどもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、市民や関係機関などと連携した普及啓発の取り組みや、こども自身が自分の身は自分で守ることを学ぶ機会の提供などを進めていくことが重要です。

主な施策の展開方向

(1) こどもにやさしい都市基盤の整備

- ・生活道路などの歩道の整備を進めます。
- ・学校や幼稚園、保育所、認定こども園などの施設周辺や通学路など、道路交通安全環境の整備を推進します。
- ・子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度の活用促進に取り組みます。

(2) 安全なこどもの遊び場の確保

- ・公園や緑地の整備のほか公園の遊具や公共施設内の遊び場などを適切に管理し、安全で安心して遊べる環境づくりを進めます。
- ・親子の遊びを通じた学びや親同士の育児に関する交流の場を提供します。

(3) こどもの安全を確保する体制の整備

- ・こどもが自ら危険を感じたときに自分の身を守るため、駆け込む場所の確保やこどもの登下校の見守り活動を促進します。
- ・不審者情報など、こどもの安全確保に関連する緊急の情報を保護者や見守り活動団体などに提供します。

(4) こどもの安全教育の推進

- ・ こどもが火災や地震などの災害時に冷静に対応できるよう、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校などで避難訓練を行い、防火・防災に関する意識や知識を高めます。
- ・ こどもが基本的な交通ルールや自転車の運転マナーなどを学ぶことができる、交通安全教育を推進します。
- ・ こどもの防犯意識を高めるため、防犯に関する学習機会を提供するほか、消費者意識の高揚と知識の向上を図るための消費者教育を推進します。

(5) 被害防止を図る啓発活動の推進

- ・ こどもがインターネットの不適切な使用や薬物使用などの犯罪被害に巻き込まれないよう、広報紙やリーフレットなどを通じて啓発活動を進めます。
- ・ 街頭巡回の状況や地域の指導協力員などから寄せられるこどもの行動の様子などを市民周知するとともに、被害防止に向けた啓発活動に取り組みます。

(6) 街頭巡回指導等の推進

- ・ 指導協力員とともに街頭巡回に取り組むほか、非行を誘引する恐れのある遊興施設などへの立入調査に取り組みます。
- ・ 十勝管内自治体の関係者と連携し、こどもの広域的な非行防止活動に取り組みます。

基本目標
Ⅱ

安心してこどもを産み育てることができる

■目指す姿

安心してこどもを産むことができ、誰もが喜びとゆとりをもって子育てができています。

■基本目標の背景

○核家族化の進行や価値観の多様化等により、こども同士や地域の人々との交流機会が減少し、地域で孤立化するなど、妊娠・出産や子育てへの不安や負担を抱える子育て家庭が増えています。

基本施策Ⅱ－１ 安心して妊娠・出産ができる環境の充実

現状と課題

妊娠・出産に関する不安や負担の軽減を図るため、妊産婦を対象にした相談会や産後ケア等産前産後の支援を行ってきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、子育てに喜びや楽しさを感じていると回答した割合が71.7%と、前回調査時（2013（平成25）年度）の74.9%と比較し、3.2ポイント低くなっています。

それぞれの家庭の状況に応じた相談対応や、切れ目のない支援が受けられる環境づくりなど、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるように環境を充実させていくことが必要です。

主な施策の展開方向

（1）こども家庭センター機能の推進

- ・一人ひとりの状況に合わせて、妊娠、出産、子育てに関する情報や、必要なサービスの提供などに取り組めます。
- ・支援が必要な子育て家庭に対して、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に取り組めます。

（2）安心して妊娠・出産ができる環境の充実

- ・妊産婦健診や入院助産に係る費用をはじめ、先進不妊治療費や不育症治療費などの経済的支援に取り組めます。
- ・妊産婦を対象にした相談会や産後ケア事業、家庭訪問等を実施します。
- ・妊娠中の健康管理や出産・育児に対する正しい知識の普及を図り、父親の育児参加を促進します。

基本施策Ⅱ－２ 相談支援体制の充実

現状と課題

育児不安の軽減を図るために、妊産婦や乳幼児の相談対応や乳幼児健診、家庭訪問等を実施してきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、周囲に相談相手や手助けしてくれる人がいないと回答した割合が 15.2%と前回調査時（2013（平成 25）年度）の 11.9%と比較し、3.3 ポイント高くなっています。

一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援が望まれているほか、妊産婦や子育て家庭に対して、育児の方法を学ぶ機会の充実など、子育て家庭の育児力を高め、親子がともに成長し合うことが重要です。

主な施策の展開方向

（１）こども家庭センター機能の推進【再掲】

- ・一人ひとりの状況に合わせて、妊娠、出産、子育てに関する情報や、必要なサービスの提供などに取り組みます。
- ・支援が必要な子育て家庭に対して、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

（２）地域子育て支援センター等の機能の推進

- ・地域子育て支援センターなどで、子育て家庭の交流や情報交換ができる場を提供するほか、子育てに関する相談対応などを実施します。
- ・子育てへの不安や悩みを抱える家庭などに対して、関係機関と連携し、育児不安やストレスの軽減を図ります。
- ・子育てに関するボランティアと協働し、絵本の読み聞かせやおもちゃづくりなどに取り組むなど、子育て家庭との交流の機会を確保します。

基本施策Ⅱ－３ こどもの発達・生活の支援

現状と課題

一人ひとりのこどもがより適切な支援を受けることができるよう、乳幼児健診やこども発達相談室での相談体制を整え、支援の必要があるこどもが療育や保育などのサービス利用につなげてきているほか、幼稚園や保育所、認定こども園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とするこどもを受け入れ、集団生活の中でともに成長できるよう、こどもの状況に応じた教育や保育を進めてきています。

こどもの発達に関する相談は、2024（令和6）年度で772件あり、2009（平成21）年度の16件から大幅に増加しています。

今後も、発達に心配なこどもの早期発見、早期療育の取り組みに加え、発達段階に応じた切れ目のない支援を関係機関と連携しながら進める必要があります。

主な施策の展開方向

（1）健やかな発達の支援

- ・乳幼児期からの相談体制を確保し、関係機関との連携を進めながら一人ひとりのこどもの発達や状況に応じた支援を進めます。
- ・幼稚園や保育所、認定こども園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とするこどもの受入体制を確保し、適切な支援を進めます。
- ・支援が必要なこどもに関する保育所への巡回相談や関係職員の研修の実施のほか、障害に対する理解を進める啓発活動に取り組みます。
- ・特別な支援を必要とするこどもの体力の向上のほか、情操の安定、リハビリに有効なスポーツや動物との触れ合いなどの体験活動を通し、社会生活の適応性を高め、社会参加の向上を図ります。
- ・学校において、特別支援学級の開設や特別支援教育支援員を配置するなど、支援や配慮の必要なこどもの学びの環境を整備します。

（2）生活の支援

- ・こどもの障害に応じた特別児童扶養手当などの経済的支援を進めるほか、こどもの障害の状態や家族の就労状況などに応じて、身の回りの世話や預かりなどのサービスを提供します。
- ・支援が必要なこどものいる生活困窮世帯への支援のため、障害福祉サービス利用料の負担軽減に取り組みます。

基本施策Ⅱ－４ わかりやすい情報発信の推進

現状と課題

広報紙やホームページのほか、「子育てアプリおびモ」などの様々な方法により、出産や子育て、発達などの支援に関する情報を発信しているほか、広場事業や出前講座などにおいて、子育てに関する相談や情報提供などを行っています。

インターネットやSNSの普及によって、様々な情報があふれる情報過多の時代の中、子育て家庭が安心して子育てができるよう、必要な情報をわかりやすく発信することが必要です。

主な施策の展開方向

(1) わかりやすい情報発信の推進

- ・ 幼稚園や保育所、認定こども園、児童保育センターなどの制度内容をはじめ、こどもや子育てに関する情報について、ホームページや広報紙のほか、保育所や地域子育て支援センターの広場事業を通じた周知などの様々な方法により、必要な時期にわかりやすく発信します。
- ・ 発達の心配や障害のあるこどもの保護者や関係機関に向けて、発達支援に関する情報の提供に取り組みます。

基本目標
Ⅲ

こどもや子育て家庭をみんなで支える

■目指す姿

子育て家庭の交流やこどもを安心して預ける場があり、地域と一緒にみんな笑顔で子育てができています。

■基本目標の背景

○2019（令和元）年 10 月から消費税率の引き上げによる財源を活用し、幼稚園や保育所等の利用料を無償とする、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て家庭の負担軽減措置が図られています。

○共働き世帯の増加に伴い、子育てと仕事を両立するため、保育所や児童保育センターなどの保育需要は増加し、待機児童が生じています。

○子育てや仕事などによる多忙感や地域における孤立感などから、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加しています。

基本施策 Ⅲ－１ 仕事と子育ての両立の支援

現状と課題

共働き世帯の増加や子育てや仕事などによる多忙感や負担感など、子育て家庭の生活や子育て環境の変化により、保育所や児童保育センターなどへの保育需要は高まり、待機児童も増加傾向にあります。

こうした保育需要に対応するため、保育所や児童保育センターの受入枠の拡大をはじめ、子育て家庭の状況に応じた延長保育や休日保育、一時保育などの保育サービスの提供に取り組んできました。

また、2019（令和元）年10月からは、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て家庭の経済的な負担軽減措置が図られています。

今後も、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、安定的な保育サービスの提供や男女がともに働きやすい環境づくりのほか、地域社会全体で子育てを支援することが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 保育所の安定的な保育サービスの提供

- ・ 今後の入所児童数の見込みに応じた受入枠の確保を進めるとともに、これまでの延長保育や休日保育、一時保育などのほか、病児保育の実施などに取り組めます。
- ・ 特別な支援を必要とするこどもの保育体制を確保し、集団生活の中で、ともに成長できるようこどもの状況に応じた保育に取り組めます。
- ・ 保育士などの人材の安定的な雇用確保のほか、ICT 環境の充実などによる負担の軽減や研修機会の提供を通じた保育の質の向上に取り組めます。

(2) 保育所の施設環境の整備

- ・ 今後の入所児童数の見込みを見据えて、「帯広市公共施設マネジメント計画」に基づき、帯広市と民間との適切な役割分担のもと、必要とされる施設環境の整備を効果的に進めます。

(3) 児童保育センターの安定的な保育サービスの提供

- ・ 今後の入所児童数の見込みに応じた受入枠の確保を進めるとともに、休日保育などの保育サービスの提供に取り組めます。
- ・ 特別な支援を必要とするこどもの保育体制を確保し、集団生活の中で、ともに成長できるようこどもの状況に応じた保育を進めます。
- ・ 保育の質の向上のために、放課後児童支援員に対する研修機会の提供に取り組ま

す。

(4) 児童保育センターの施設環境の整備

- ・ 今後の入所児童数の見込みに応じて、小学校の特別教室等の活用や必要とされる施設環境の整備を進めるほか、「帯広市公共施設マネジメント計画」に基づく改修等を進めます。

(5) 保育と教育の連携促進

- ・ こどもの育ちと学びを円滑につなぐため、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設、小学校、児童保育センターなどの間において、職員の交流や情報交換などを進めます。

(6) 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- ・ 男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に取り組みます。
- ・ 妊娠中の健康管理や出産・育児に対する正しい知識の普及を図り、父親の育児参加を促進します。【再掲】

(7) 子育てにやさしい企業の普及促進

- ・ 子育てと仕事の両立を支援する育児休業制度の普及促進と次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定を促進するとともに、各種助成金などの情報を提供します。
- ・ 子育て応援事業所が実施している市民向けサービスの周知と事業所の登録拡大に取り組みます。
- ・ 子育てに関わるボランティアや団体と連携して、地域で子育て家庭を支える取り組みを進めます。

基本施策 Ⅲ－２ 幼児教育の促進

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、国において、すべてのこどもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育・保育の無償化をはじめとした取り組みを進めてきています。

子育て家庭の生活や意識の変化などにより、幼稚園や認定こども園では、預かり保育のほか、特別な支援を必要とするこどもや低年齢児の保育など、新たなニーズへの対応をはじめ、幼児教育のさらなる質の向上が求められています。

幼児教育を担う機関としての役割を有している、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設が、それぞれの内容の充実を図るとともに、互いに連携して情報や課題を共有することが重要です。

また、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設、小学校、児童保育センターなどの連携を進め、こどもが不安なく小学校に進学することができる環境を整える必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 幼児教育と預かり保育等の促進

- ・ 幼児教育の無償化の実施により、幼児期の教育機会を促進します。
- ・ 幼稚園や認定こども園における預かり保育や、特別な支援を必要とするこどもや低年齢児の保育など、市民ニーズに対応した取り組みを支援します。
- ・ 幼児教育の質の向上、職員の資質や専門性の向上を図る取り組みを支援します。

(2) 教育と保育の連携促進

- ・ こどもの育ちと学びを円滑につなぐため、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設、小学校、児童保育センターなどの間において、職員の交流や情報交換などを進めます。【再掲】

基本施策 Ⅲ－３ 子育てを地域で支える仕組みづくりの推進

現状と課題

保護者が地域の中で安心して子育てができるよう、親子が交流できる広場事業を実施し、子どもの育ちや親の育ちを支援するほか、ファミリー・サポート・センター事業や放課後子ども広場事業などの地域で子育て家庭を支える事業を市民協働で進めてきています。

子育て家庭へのアンケート調査では、現在の子育てについて、周囲に相談相手や手助けしてくれる人がいないと回答した割合が 15.2%と前回調査時（2013（平成 25）年度）の 11.9%と比較し、3.3 ポイント高くなっており、子育てに不安や孤立感を抱えた家庭が増加しています。

今後も、子どもが健やかに成長し、子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、学校、企業などの関係機関が連携して、地域で子育てを支える取り組みを進めていくことが必要です。

主な施策の展開方向

（１）地域で支える仕組みづくりの推進

- ・地域住民が相互に支えあうファミリー・サポート・センター事業の充実を図るなど、地域で子育て家庭を支える仕組みづくりを進めます。
- ・子育ての専門知識を有する保育士などが、子育て家庭や地域の保育施設などに訪問し、子育てや保育に関する相談対応や情報提供などを通して、子育て家庭を支えるとともに、地域全体の保育の質の向上に取り組めます。
- ・子育てに関わるボランティアや団体との協働により、親子が触れ合う機会を提供します。

（２）地域子育て支援センター等の機能の推進【再掲】

- ・地域子育て支援センターなどで、子育て家庭の交流や情報交換ができる場を提供するほか、子育てに関する相談対応などを実施します。
- ・子育てへの不安や悩みを抱える家庭などに対して、関係機関と連携し、育児不安やストレスの軽減を図ります。
- ・ボランティアと協働し、絵本の読み聞かせやおもちやづくりなどに取り組むなど、子育て家庭との交流の機会を確保します。

(3) 幼稚園や保育所、認定こども園での子育て支援

- ・親子が自由に参加し交流できるあそびの広場や保護者の就労に関わらず保育所等
を利用できるこども誰でも通園制度を実施するほか、子育ての相談、情報の提供
などを行い、子育て家庭を支援します。
- ・乳幼児期に様々な人とふれあえるよう、地域の高齢者との交流や小・中・高校生
による保育体験など、異年齢や世代間の交流を進めます。

(4) 子育て応援事業所の普及促進

- ・子育て応援事業所が実施している市民向けサービスの周知と事業所の登録拡大に
取り組みます。【再掲】
- ・子育てに関わるボランティアや団体と連携して、地域で子育て家庭を支える取り
組みを進めます。【再掲】

(5) こどもの居場所づくりの推進

- ・小学校において、地域ボランティアなどの企画・運営による放課後子ども広場事
業を進めます。
- ・学校や運営団体、行政が事業の課題や情報を共有し、学校施設の特別教室等の利
用促進や、特別な支援を必要とするこどもへの対応など、児童の特性や発達に合
わせた参加しやすいプログラムの提供を推進します。
- ・放課後子ども広場事業と児童保育センターや小学校の実態に応じ、校内交流型の
導入促進や連携型の継続実施に取り組みます。
- ・こども食堂について市のホームページ等により周知を行うほか、資金・食材等の
提供を希望する事業者とこども食堂をつなぐ取り組みなどを進めます。

基本施策 Ⅲ－４ 子育て家庭への経済的な支援

現状と課題

妊産婦健診費や子ども医療費の助成をはじめ、幼児教育・保育の無償化や保育料の軽減など、妊娠・出産期から子育て期を通した子育て家庭の経済的な負担軽減を進めてきています。

今後も、国・北海道の制度の動向を踏まえつつ、子育て家庭への経済的な支援に取り組む必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 経済的な支援の実施

- ・ 妊産婦健診や入院助産に係る費用をはじめ、先進不妊治療費や不育症治療費などの経済的支援に取り組みます。【再掲】
- ・ 児童手当や子ども医療費助成のほか、幼児教育・保育の無償化や帯広市独自の保育料等の負担軽減に取り組みます。
- ・ 多子世帯の子育てを支援するため、多子世帯の保育料の軽減や、市営住宅の入居の優遇措置などに取り組みます。
- ・ 生活困窮世帯を支援するため、こどもの学習支援や就学援助のほか、奨学金の貸付などに取り組みます。

基本施策 Ⅲ－５ ひとり親家庭への支援

現状と課題

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担わなければならないが、こどもの育児や就業、そして日常生活などにおいて、様々な困難を抱えることが多く、これまで、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援や各種資格取得の支援をはじめ、日常生活における経済的な支援や生活援助の取り組みを進めてきています。

2016（平成 28）年度に実施した児童扶養手当受給資格者を対象としたアンケート調査では、特に母子家庭は、臨時やパートの職員の割合が 47.2%と就業者のほぼ半数を占め、1 か月の収入が「15 万円未満」の割合が 67.3%を占め、厳しい経済状況がうかがえます。また、現状の日常生活に対する不安に加え、こどもの進路や将来など様々な悩みを抱えています。

今後も、ひとり親家庭が自立し安定した生活を送るため、就業や経済的支援、日常生活支援のほか、相談業務の充実など、幅広い施策が求められています。

主な施策の展開方向

（1）自立の支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就労に関する相談、技能習得、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供します。
- ・母子・父子自立支援員や就業支援専門員による各種相談をはじめ、関係機関と連携して、ひとり親家庭の自立支援を進めます。
- ・ひとり親家庭の自立に向けて、各種資格や技能などの取得を促進します。

（2）生活の支援

- ・児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成、保育料の軽減などの経済的な支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭の日常生活や養育費などに関する専門的な相談・支援を行うとともに、関係機関と連携して、各種制度の周知と活用を図ります。
- ・ひとり親家庭の市営住宅の入居申し込みの優遇措置や母子家庭専用の市営住宅の提供により、居住の確保を支援します。
- ・技能習得のための通学や就職活動、通院、就労などにより、子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭を支援します。

基本目標
Ⅳ

こども・若者自らの健やかな成長を支援する

■目指す姿

こども・若者が、自ら考え、行動し、多様な人との交流や体験活動を通して、豊かな人間性と社会性を培い、たくましく健やかに成長できています。

■基本目標の背景

○核家族化の進行や地域でのつながりの希薄化、インターネットやSNSの普及などに伴い、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもが様々な体験活動をする機会が少なくなっています。

○こども・若者が抱える悩みや生きづらさといった課題は、いじめ、虐待、孤立、非行などを要因に、複雑化・複合化してきています。

○少子化につながる未婚化・晩婚化は、結婚に対する意識の変化のほか、雇用環境の変化など様々な要因があると言われています。少子化対策は、国が中心となり全国的な視点で制度設計や財源確保などを進めていくことが重要です。

基本施策 IV－１ こどもの体験活動の推進

現状と課題

豊かな人間性や社会性を育むためには、こどもが自ら学び、考え、行動する力が必要なことから、自然体験や職業体験機会の充実をはじめ、文化・スポーツ活動の推進、国際交流活動の推進などの多様な体験を重視する取り組みを青少年育成者団体や関係機関と連携しながら進めてきています。

核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化、インターネットやSNSの普及など、こどもを取り巻く環境が変化する中、こどもの様々な体験活動をする機会が少なくなっています。

こどもは年齢とともに、多様な人間関係の中で様々な経験を積み、豊かな人間性を養いながら成長していくことから、今後も、こどもの様々な体験活動の機会の確保を図る取り組みが必要です。

主な施策の展開方向

(1) 体験活動機会の推進

- ・ 青少年育成者団体などの関係機関と連携した体験活動機会を提供します。
- ・ 体験活動施設や社会教育施設を活用し、こどもの自然学習や郷土学習などの体験活動や親子でふれあう機会を充実します。
- ・ 中高生を対象に、命の大切さや子育ての楽しさを学ぶための学習機会や育児体験機会を提供します。
- ・ こどものキャリア教育や姉妹都市への派遣交流、ものづくり体験学習などの体験機会を提供し、コミュニケーション能力や社会性の向上に取り組みます。

(2) 児童会館機能の確保

- ・ こどもの科学に対する興味や知識を深める取り組みを進め、豊かな感性や創造力を育てる自主的な活動を支援するとともに、文化活動や親子で文化に触れあえる機会の提供を図ります。

(3) 文化・スポーツ活動の推進

- ・ こどもの文化芸術に対する関心を高める取り組みを進め、豊かな感性や創造力を育てる活動成果の発表や良質な文化芸術にふれる鑑賞の機会の提供ほか、こども向け公演やイベントなどの情報提供の拡充を図ります。
- ・ 関係団体と連携し、スケートをはじめとするスポーツを通じて、こどもの基礎体力の向上を図ります。

- ・誰もが気軽にスポーツやレクリエーション活動を楽しめる機会や場所を提供します。

(4) 国際交流の推進

- ・国際交流施設の活用や姉妹・友好都市への相互派遣を通じてこどもの国際交流活動を進めるとともに、国際的視野の拡大や国際理解の促進を図ります。
- ・国際感覚やコミュニケーション能力の向上を図るため、国際交流員による学校訪問の充実など、国際理解教育や交流事業を進めます。

基本施策 IV－2 こどもの社会参加の支援

現状と課題

こどもの自立や社会参加を促すため、地域で活躍するジュニアリーダーの養成や意見を発表する機会の提供などを進めています。

社会環境等がめまぐるしく変化する中、活力ある地域社会を構築するためには、次代のこどもによる地域社会への参加が求められています。

今後も、こどもの自立や社会参加を促す取り組みや、こどもの自主的な活動を促進する必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 社会参加活動の支援

- ・ こどもの社会参加の意欲を高めるため、自らの考えや思いを社会に向けて発言する機会を提供します。
- ・ 社会の一員としての活動意欲や意識を育むため、環境美化運動、リサイクル活動、募金活動など、こどものボランティア活動を推進します。
- ・ こどもが、自ら平和について考える機会を提供します。

(2) ジュニアリーダーの養成

- ・ 青少年育成者団体などと連携し、体験活動や宿泊研修を通して、積極的に地域や学校での活動に取り組むリーダー養成を進めます。

(3) 自主活動の奨励

- ・ まちづくり活動に参画できる仕組みづくりを進め、自主的な活動を支援します。

基本施策 IV－3 こどもの健全育成活動の推進

現状と課題

こどもの健全育成を図るため、地域の人材を活用した学校における育成活動の取り組みを進めるとともに、青少年育成者団体への支援や地域ボランティアの育成及びネットワーク化など地域における育成活動を推進してきています。

家族形態や社会情勢の変化、地域のつながりの希薄化など、こどもを取り巻く環境が変化する中、こどもの健やかな成長のために、家庭・学校・地域それぞれが役割を果たし、相互に協力していくことが求められています。

今後も、学校や地域におけるこどもの健全育成に関する地域の主体的な参画を図る取り組みを推進する必要があります。

主な施策の展開方向

(1) 学校における育成活動の推進

- ・地域の企業や経済団体との連携を図りながら、キャリア教育などの推進やこどもの自立につながる支援を行います。
- ・ふるさとへの理解や愛着を深め、心豊かでたくましい人間性を育むため、ふるさとの魅力や課題などについて学ぶ機会を提供します。
- ・帯広市の生徒指導機関とSNS利用に起因するトラブル事例や解決方策を学ぶ研修会を開催します。

(2) 地域における育成活動の推進

- ・地域におけるこどもの健全育成に携わるボランティアの養成を図るとともに、家庭・学校・地域との連携によるボランティア同士のネットワーク化を進めます。
- ・こどもの健全育成を推進するため、青少年育成者団体や教育関係団体を支援します。
- ・社会生活を送る上で不安や困難を抱えた若者の境遇や状況に応じた、自立や就労への支援を進めます。

基本施策 IV-4 悩みや生きづらさなどを抱えるこども・若者への支援

現状と課題

帯広市では、教育や医療、福祉などの関係機関との連携のもと、悩みや生きづらさを抱えるこども・若者の早期発見や見守りなどの支援に取り組んでいます。

帯広市生きるを支える推進計画では、帯広市における10万人当たりの自殺者数が全国・北海道よりも上回っている状況にあると示しています。

今後も、悩みなどを抱えるこども・若者への相談・支援や強いストレスを抱えたときに助けを求めることができるようSOSの出し方に関する教育などを進めます。

主な施策の展開方向

(1) こどもの相談体制の確保【再掲】

- ・いじめや不登校、教育や学校生活におけるこどもの悩みや、保護者の不安などに対応するため、日常的にきめ細かな相談・支援を行います。
- ・ヤングケアラーの実態を把握し、該当するこどもに対しては、関係機関と連携しながら適切な相談・支援につなげていきます。

(2) こどもの居場所づくりの推進【再掲】

- ・小学校において、地域ボランティアなどの企画・運営による放課後子ども広場事業を進めます。【再掲】
- ・学校や運営団体、行政が事業の課題や情報を共有し、学校施設の特別教室等の利用促進や、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、児童の特性や発達に合わせた参加しやすいプログラムの提供を推進します。【再掲】
- ・放課後子ども広場事業と児童保育センターや小学校の実態に応じ、校内交流型の導入促進や連携型の継続実施に取り組めます。【再掲】
- ・こども食堂について市のホームページ等により周知を行うほか、資金・食材等の提供を希望する事業者とこども食堂をつなぐ取り組みなどを進めます。【再掲】
- ・LGBT等のこども・若者が悩みを抱え、孤立することを防ぐため、当事者同士で交流できる居場所づくりを進めます。

(3) 学校における育成活動の推進【再掲】

- ・地域の企業や経済団体との連携を図りながら、キャリア教育などの推進やこどもの自立につながる支援を行います。
- ・ふるさとへの理解や愛着を深め、心豊かでたくましい人間性を育むため、ふるさと

の魅力や課題などについて学ぶ機会を提供します。

- ・帯広市の生徒指導機関とSNS利用に起因するトラブル事例や解決方策を学ぶ研修会を開催します。

(4) 地域における育成活動の推進【再掲】

- ・地域におけるこどもの健全育成に携わるボランティアの養成を図るとともに、家庭・学校・地域との連携によるボランティア同士のネットワーク化を進めます。
- ・こどもの健全育成を推進するため、青少年育成者団体や教育関係団体を支援します。
- ・社会生活を送る上で不安や困難を抱えた若者の境遇や状況に応じた、自立や就労への支援を進めます。

(5) 生きるを支える取り組みの推進

- ・様々なストレスにより命の危機に直面したとき、周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教室や相談窓口の周知などを進めます。

基本施策 IV－5 ライフデザインの形成

現状と課題

少子化の主な原因である未婚化と晩婚化は、若い世代の低所得や不安定な雇用環境、出会いの機会の減少などに影響されていると国では指摘しています。

こうした状況の中、若者が、将来の見通しや展望を描いて生活していくためには、仕事づくりのほか、結婚に対する支援や経済的な負担の軽減といった対策を、国・北海道との役割分担のもと、事業者と連携しながら取り組んでいく必要があります。

今後も、地元定着支援や域外からのU I J ターンの促進などの就労の支援を通じ、若者の経済的な基盤を支えていくほか、地元事業者が実施する結婚に関する相談窓口の周知などを進めていきます。

主な施策の展開方向

(1) 就労の支援

- ・ 地元事業者と連携した就労支援のほか、域外からのU I J ターンの促進などを進めます。

(2) 出会いの場の創出

- ・ 地元事業者による出会いの機会創出に向けた取り組みなどを周知していきます。

4 計画の推進体制と点検・評価

本計画の推進にあたっては、以下のそれぞれの役割について市民に周知を図りながら、社会経済情勢や国の動向、市民ニーズの変化や帯広市の他の計画との整合性を勘案しながら、柔軟に進めることとします。

(1) 市民・企業・行政の役割

①市民

保護者には子育ての一義的重要な役割を持つことや、すべての市民には、地域全体で子どもと子育て家庭に対し、思いやりを持ち、見守り支えていくことが望まれます。

②企業

男女がともに働きながら豊かで充実した子育てができるよう、国や北海道、帯広市が実施する施策を理解し、協力するとともに、必要な雇用環境づくりに取り組むことが望まれます。

③行政

庁内関係部で構成する「帯広市こどもの施策推進委員会」において、子ども・子育てに関する施策の総合的調整や、本計画の推進・検証など、必要に応じた庁内横断的な取り組みを行います。

また、母子保健や子育て支援に関わる団体などで構成される「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」において、本計画の策定・評価・推進などの協議を行うこととしているほか、青少年の健全育成に関わる機関、団体で構成される「子ども・若者支援地域協議会」や関係機関・団体、企業、ボランティア団体などとの連携・協力を図りながら計画を推進します。

(2) 計画の点検・評価

本計画の進捗管理のために、目標値を設定します。

毎年度、目標項目に加え、第七期帯広市総合計画の推進計画に示す事務事業の実施状況を点検・評価し、市町村子ども・子育て会議の役割を担う「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」において、評価結果を報告します。

(3) 計画の目標値

目標項目	基準値	目標値
	<u>2024（令和6）年度</u>	<u>2029（令和11）年度</u>
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	<u>89.8%</u>	93.0%
保育所等の待機児童数（4月1日現在）	<u>0人</u>	0人 （毎年度）
子育て事業に関わる支援活動者数	<u>3,673人</u>	<u>7,111人</u>

【参考資料】

1 第2期おびひろこども未来プラン策定の経過

(1) 策定経過

年度	月	経 過
平成30年度	8月	第1回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係る概要
	11月	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 ・未就学児童をもつ子育て世帯1,000件へ郵送（494件回収） ・広報紙、ホームページ、保育所等施設へポスター掲示等にて周知 利用者アンケート調査の実施（児童保育センター利用児童） ・児童保育センターを利用する小学1年生と3年生を対象（施設を通じて1,152件へ配付し、631件回収） 第2回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係るスケジュール ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係るアンケート
	2月	第3回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・アンケート調査結果報告（単純集計） 厚生委員会委員へ資料提供 ・アンケート調査結果報告（単純集計）
平成31年度・令和元年度	4月	第1回帯広市こどもの施策推進委員会 ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係る概要 ・第2期おびひろこども未来プラン策定に係るスケジュール ・アンケート調査結果報告（単純集計）
	5月	私立保育所（園）との意見交換会（私立保育園連絡協議会） ・保育需要と確保方策
	7月	第2回帯広市こどもの施策推進委員会 ・第2期おびひろこども未来プラン（骨子） 第1回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・第2期おびひろこども未来プラン（骨子） ・アンケート調査結果報告（分析結果）
	8月	帯広市議会厚生委員会理事者報告 ・第2期おびひろこども未来プラン（骨子） 私立保育所（園）との意見交換会（私立保育園連絡協議会） ・保育需要と確保方策

年度	月	経 過
平成31年度・令和元年度	9 月	子ども・子育て支援事業計画に係るヒアリング（十勝総合振興局） ・保育需要と確保方策 中学生・高校生との意見交換会（あるふあの会） ・子どもが考える将来と帯広市の子育て施策など
	10 月	第3回帯広市こどもの施策推進委員会 ・第2期おびひろこども未来プラン(原案) 第2回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・第2期おびひろこども未来プラン(原案) 私立保育所(園)との意見交換会（私立保育園連絡協議会） ・第2期おびひろこども未来プラン(骨子) 父母との意見交換会（帯広市保育所(園)父母連合会） ・第2期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策 地域子育て支援センター利用者との意見交換会 ・第2期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策
	11 月	帯広市議会厚生委員会理事者報告 ・第2期おびひろこども未来プラン(原案) 子育てサークルとの意見交換会 ・第2期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策 家庭教育学級との意見交換会 ・第2期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策 児童保育センターとの意見交換会（帯広市学童保育連絡協議会） ・第2期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策 幼稚園との意見交換会（帯広幼稚園協会） ・第2期おびひろこども未来プランと帯広市の子育て施策
	12 月	パブリックコメントの実施 ・第2期おびひろこども未来プラン(原案)
	1 月	第4回帯広市こどもの施策推進委員会 ・第2期おびひろこども未来プラン(原案)のパブリックコメント実施結果報告 ・第2期おびひろこども未来プラン(案) 第3回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 ・第2期おびひろこども未来プラン(原案)のパブリックコメント実施結果報告 ・第2期おびひろこども未来プラン(案)
	2 月	帯広市議会厚生委員会理事者報告 ・第2期おびひろこども未来プラン(原案)のパブリックコメント実施結果報告 ・第2期おびひろこども未来プラン(案)

（２）帯広市健康生活支援審議会児童育成部会構成員

（敬称略・順不同）

区分・役職		氏 名	所 属 等
委 員	部会長 (H30)	村上 勝彦 (H30)	学識
	部会長 (R01)	成田 安弘	一般社団法人十勝歯科医師会
	副部会長	真井 康博	一般社団法人帯広市医師会
		松田 安巨 (H30-R01) 樋渡 康 (R01)	公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
		明神もと子 (R01)	北海道子どもの虐待防止協会十勝支部
		永井八重子	公募
専 門 委 員		山崎 則夫 (H30) 伊賀 真美 (R01)	帯広市校長会
		園部 聡子 (H30) 松山 久子 (R01)	帯広私立保育園連絡協議会
		宮崎 智弘	帯広市保育所(園)父母連合会
		佐藤みゆき	帯広幼稚園協会
		鈴木 義尚	帯広商工会議所
部 会 員		野崎 司春	学識（帯広大谷短期大学）
		羽田野知昭 (H30) 上之段篤志 (R01)	十勝私立幼稚園PTA連合会
		宮寄 奈緒 (H30) 加藤 瑞希 (R01)	帯広市PTA連合会
		下鳥 隆	帯広市学童保育連絡協議会
		南出 恵美	認可外保育施設
		福島 政幸	へき地保育所
		及川 悟	一般社団法人北海道中小企業家同友会とかち支部
		中西 芳之 (H30) 板橋 潔 (R01)	帯広児童相談所
		吉澤 美穂	連合北海道帯広地区連合会

(3) 改定経過

年度	月	経 過
令和7年度	7月	<u>第1回帯広市こどもの施策推進委員会</u> ・第2期おびひろこども未来プランの改定(骨子案)について <u>学生団体等に所属しているこども・若者との意見交換</u>
	8月	<u>第1回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会</u> ・第2期おびひろこども未来プランの改定(骨子案)について <u>帯広市議会厚生委員会理事者報告</u> ・第2期おびひろこども未来プランの改定(骨子案)について
	9月	<u>フリースクールなどに通うこども・若者との意見交換</u> <u>児童保育センターに通うこどもとの意見交換</u> <u>私立保育所(園)との意見交換(私立保育園連絡協議会)</u>
	10月	<u>フリースクールなどに通うこども・若者との意見交換</u> <u>児童保育センターに通うこどもとの意見交換</u> <u>第2回帯広市こどもの施策推進委員会</u> ・第2期おびひろこども未来プランの改定(原案)について <u>第2回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会</u> ・第2期おびひろこども未来プラン(改定原案策定に向けた検討)につ いて
	11月	<u>帯広市議会厚生委員会理事者報告</u> ・第2期おびひろこども未来プランの改定(原案)について
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

(4) 帯広市健康生活支援審議会児童育成部会構成員(改定時) (敬称略・順不同)

区分・役職		氏 名	所 属 等
委 員	部会長	廣瀬 一浩	一般社団法人帯広市医師会
	副部会長	松澤 直昭	一般社団法人十勝歯科医師会
		佐々木 修一	公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
		瓜屋 譲	北海道子どもの虐待防止協会十勝支部
		廣瀬 有紀	公募
専 門 委 員		辻 勝行	帯広市校長会
		大坪 恵美	帯広私立保育園連絡協議会
		玉野 光崇	帯広市保育所(園)父母連合会
		佐藤 みゆき	十勝私立幼稚園連合会
		羽賀 陽子	認定 NPO 法人子どもと文化のひろば ふれいおん・とから
部 会 員		西野 経子	学識(帯広大谷短期大学)
		澤邊 真宏	帯広市 P T A 連合会
		橋本 充久仁	帯広市学童保育連絡協議会
		南出 恵美	きたのくにこども園
		北村 直也	一般社団法人北海道中小企業家同友会とから支部
		宮部 恭子	帯広児童相談所
		野原 圭介	連合北海道帯広地区連合会

2. 用語解説

あ行

預かり保育 (一時預かり事業)	幼稚園及び認定こども園に通う在園児を対象として、家庭における保育ができない場合、一時的に在園施設で保育する事業。
あそびの広場	地域子育て支援センターや認可保育所において、親子が気軽に集い、相互に交流することのできる場を提供し、子育てに関する相談対応や情報提供などを行う。
一時保育	保護者のパートなどの短時間労働、急病・看護、あるいは育児疲れ解消などの理由で家庭における保育ができないこどもを一定の期間、一時的・緊急的に保育所で保育する制度。
一般事業主行動計画	「次世代育成支援対策法」により、次世代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、101人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定し実施することとされた。
M字カーブ	女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。女性の就業率は、学校を卒業し就職した25-29歳頃をピークに、その後出産・育児に専念する30-34歳頃で底となり、子育てが一段落する45-49歳頃に再びピークを迎えてM字カーブとなる。
帯広市健康生活支援審議会 児童育成部会	市民、保健・福祉・医療の関係者及び市が協働し、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための市長の附属機関。
帯広市 公共施設マネジメント計画	社会経済情勢の変化などに対応し、本市の財政状況を考慮しながら、長期的な視点を持って公共施設等の機能が効果的に発揮するよう、公共施設等の長寿命化や施設総量の適正化などに取り組む、公共施設マネジメントの基本的な方針や考え方を示す計画(平成29年2月策定)。
帯広市 子ども・子育て支援事業計画	2015(平成27)年度から2019(令和元)年度を計画期間とする帯広市の市町村子ども・子育て支援事業計画。 <u>現在、第3期計画期間(2025(令和7)年度からの5年間)</u>
帯広市 こどもの施策推進委員会	こどもに関する計画の策定や検証、諸施策の総合的な推進に関することを所掌する庁内組織。
帯広市 事業所雇用実態調査	帯広市内の民間事業所における従業員の雇用実態を把握するため、賃金を始めとした諸労働条件を調査し、今後の労働条件の改善及び労働力の確保・定着を図るための資料とすることを目的に実施。
親子教室	発達面や育児面で継続支援を必要とする親子を対象に、遊びの提供や相談対応等により育児不安の軽減を図る。

か行

キャリア教育	働くことの意義や職業観を学ぶことで、意欲的に仕事に取り組む姿勢を身に付け、自分の進路を主体的に選択・決定できるようにする教育。
校内交流型 (放課後子ども広場事業)	放課後子ども広場事業と児童保育センターが同一の小学校内等で一体的に実施するもの。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの年齢別出生率の合計。
国際交流員	市の事業の通訳・翻訳や国際交流員派遣事業のほか、自国文化紹介イベントの企画などを行っている。

国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とした調査で、3年に1度大規模調査を行い、中間年に簡易調査を行っている。
子育て応援事業所	事業所の従業員や市民向けに子育ての応援のための取り組みを実施することを宣言した事業所。
子育て世帯向け 地域優良賃貸住宅制度	子育て世帯を入居対象とした住宅を建築する民間事業者などに、整備費の一部と家賃減額の補助を行う制度。入居対象となる子育て世帯は、家賃が本来の額から減額されます。
<u>子ども医療費助成制度</u>	<u>0歳から15歳（中学校卒業前まで）の子どもを対象とした帯広市による医療費の助成制度。</u>
<u>こども家庭センター</u>	<u>全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有する機関。</u>
<u>こども基本法</u>	<u>こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。令和4年6月成立、令和5年4月施行。</u>
<u>こども計画</u>	<u>都道府県又は市町村が策定するこども施策についての計画。こども基本法では、都道府県、市町村のそれぞれが策定に努めることとされている。</u>
子ども・子育て支援法	保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを支援するための法律。2012(平成24)年8月に公布され、2015(平成27)年4月に施行。なお、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律と、これら2法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、子ども・子育て関連3法と呼ばれる。
<u>こども大綱</u>	<u>こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた大綱。</u>
子どもの居場所づくり	地域のボランティアなどが中心となり、放課後や週休日に小学校の特別教室などを利用し、様々な体験活動を行い、児童が安心、安全に過ごせるための居場所づくりに取り組む事業。
こども発達相談室	乳幼児期から18歳未満の発達に関する相談や障害のあるこどもに関する相談に対応するとともに、関係機関の連携や調整の役割を担う相談窓口。

さ行

産後ケア	産後の心身が不安定な時期に支援を必要とする産婦及びその新生児又は乳児に対して、心身のケアや母乳ケア、育児のサポート等を行う。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、官民一体となって取り組んでいる考え方。

次世代育成支援対策推進法	2003（平成 15）年 7 月、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を考慮し、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を速やかにかつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に役立つことを目的とした法律。2015（平成 27）年 3 月までの時限立法だったが、 <u>2035（令和 17）年 3 月まで延長された。</u>
市町村 子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条にて定められた 5 年を 1 期の計画期間とする幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の需給計画。
児童憲章	全ての児童の幸福を図るため、内閣総理大臣主宰の児童憲章制定会議において 1951（昭和 26）年 5 月 5 日のこどもの日に制定された憲章で、日本における児童福祉の基本理念。
児童虐待防止啓発カード	児童虐待の未然防止や早期発見、注意喚起を目的に相談先や連絡先が記載されている帯広市が作成する名刺サイズのカード。
指導協力員	青少年の非行防止のため、教師や保護者をはじめ、地域福祉や青少年指導など関係団体の推薦により帯広市長の委嘱を受けて街頭巡回指導等の活動を行う者。
児童の権利に関する条約 （子どもの権利条約）	国際連合が児童の権利宣言を採択した 30 年後の 1989（平成元）年に採択し、翌年発効した児童の権利に関する総合的な条約。18 歳未満の児童が有する権利について、幅広く総合的に規定している。我が国は、採択 5 年を経過した 1994（平成 6 年）に批准（承認）した。
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等に対し、所得に応じて支給される手当。
児童保育センター	小学 1 年生から 6 年生を対象に、保護者が仕事や病気などの理由により、放課後や長期休暇中に家庭に代わり、児童を保育する施設。市内小学校 26 校全てに設置。
就学援助	経済的理由で小中学校に通う児童・生徒の就学が困難な方に、義務教育の機会均等を図るため、学用品費や給食費などの援助を行う制度。
就業支援専門員	就業支援専門員は、ひとり親家庭への相談窓口を強化するために配置。母子・父子自立支援員と連携・協力しながら、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関と連携を強化し、既存の自立支援メニューの紹介や求職活動など就業についての情報提供や助言などを通じて、ひとり親家庭の支援を行う。
ジュニアリーダー	子どもたちが行う自主的な地域活動などにおいて、中心となる小中高生のこと。
食育	望ましい食習慣を身に付けるとともに、食の安全や地域の産物、食文化についての理解を深め、健康で豊かな食生活をおくる能力を育むこと。
初発型非行	万引きや自転車窃盗など、動機が比較的単純で、犯行が容易な犯罪。
生産年齢人口	生産活動に従事する 15 歳以上 64 歳以下の人口をいう。
相対的貧困	年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない状態。

た行

待機児童	認可保育所等に入所申請をし、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所の定員を超過するなどの理由により、どの認可保育所等にも入所できない状態にある児童をいう。
第七期 帯広市総合計画	帯広市まちづくり基本条例に基づき、市民と市がまちづくりの方向性について共通認識に立ち、住みよい地域社会を実現するための協働の指針となる計画。1959(昭和34)年が第1期の始まり。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。
地域子育て支援センター	市内の保育所6箇所に設置されており、0歳から就学前の乳幼児とその保護者を対象に、親子の交流や仲間づくり、子育ての相談支援するとともに情報提供や講座などを実施する施設。
地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従い、子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業。
特別支援教育支援員	学校生活を送るうえで支援が必要な児童生徒の教室移動やトイレなどの介助を行う生活介助員や、学校内での特別支援教育の補助等を行う特別支援教育補助員のこと。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を養育する者に障害の程度に応じて支給される手当。

な行

入院助産	保健上必要だが、経済的理由から入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を実施。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの全ての乳児家庭に母子訪問指導員等が訪問し、子育てについての相談等に応じる。
認可外保育施設	乳幼児の保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県または市町村長の認可を受けていない保育施設の総称。都道府県へ設置届が必要。
認定こども園	認定こども園とは、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する施設。支給認定区分によって利用可能な施設があり、保育の必要性のある0-2歳を3号、3-5歳を2号、保育の必要性がない3-5歳を1号に区分される。

は行

ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の児童や親が、入院や通院の際にかかる医療費の自己負担額の全部または一部を助成する制度。所得の制限あり。
病後児保育	児童が病気やケガの急性期を過ぎ、回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で保育する制度。
病児保育	児童が病気の回復期に至っておらず、当面症状の急激な悪化が認められない場合、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で保育する制度。
広場事業	幼稚園や保育所、認定こども園、地域子育て支援センター、事業所などにおいて、子育て親子が気軽に集い、相互に交流することのできる場を提供する取り組みの総称。

ファミリー・サポート・センター事業	「子育てをサポートして欲しい人」と「子育てをサポートしたい人」が会員組織をつくり、こどもの預かりや保育所への送迎などを行う会員互助による子育て支援事業。
不育症治療	流産や死産を2回以上繰り返すことを不育症といい、その因子を特定するための検査や治療のことをいう。
放課後児童健全育成事業 (児童保育センター)	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室や福祉施設等を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業。
放課後児童支援員	児童保育センターに配置される職員のこと。
母子家庭等就業 ・自立支援センター	就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施するほか、養育費に関する専門的な相談を行うなど、ひとり親等の自立を支援する。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定される母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等を対象に、離別・死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導などの支援を行うとともに、職業能力の向上などの支援を行う。

や行

<u>ヤングケアラー</u>	<u>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。</u>
養育支援訪問	養育に心配な家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等、相談支援を行う。
幼児教育・保育の無償化	国が主導で進める少子化対策の一つとして、子育て世代の経済的負担を軽減するために、令和元年10月から実施された幼稚園や保育所等の利用料を無償化する制度。
要保護児童対策地域協議会	虐待などにより、保護が必要な児童等への適切な支援を図ることを目的として、児童相談所や福祉行政などにより構成された組織。情報の共有と支援の協議を行っている。

ら行

連携型 (放課後子ども広場事業)	<u>放課後子ども広場事業</u> と児童保育センターのどちらか一方が小学校内等で実施されており、 <u>放課後子ども広場事業</u> に児童保育センターの児童が参加するもの。
労働力率	15歳以上の生産年齢人口のうち、労働力として経済活動に参加している者と働く意思はあるが失業している者の合計の比率。

3 児童憲章

(制定日：昭和26年5月5日)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、
家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

4 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

（公益財団法人日本ユニセフ協会の承諾を得て掲載しています。）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、1989（平成元）年に、国際連合において採択され、1990（平成 2）年に国際条約として発効されました。日本においては、1994（平成 6）年 4 月 22 日に批准し、同年 5 月 22 日に発効しました。

大きく次の4つの柱に分けられます

1. 生きる権利

- すべての子どもの命が守られること



2. 育つ権利

- 医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

3. 守られる権利

- 暴力や搾取^{さくしゅ}、有害な労働などから守られること



4. 参加する権利

- 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

条文の要約（日本ユニセフ協会抄訳）

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくならないようにします。

第 12 条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第 13 条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第 14 条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第 15 条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第 16 条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第 17 条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本、新聞、テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第 18 条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第 19 条 暴力などからの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第 20 条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第 21 条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第 22 条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第 23 条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第 24 条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第 25 条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第 26 条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第 27 条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第 28 条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第 29 条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第 30 条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第 31 条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第 33 条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第 34 条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第 35 条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第 36 条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第 37 条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第 38 条 戦争からの保護

国は、15 歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第 39 条 被害にあった子どもを守る

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第 40 条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

5 こども基本法

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的施策（第九条―第十六条）

第三章 こども政策推進会議（第十七条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭で

の養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の

者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第 2 期おびひろこども未来プラン

【 2020(令和 2)年度～2029(令和 11)年度 】

策定 2020(令和 2)年 3 月

改定 2026(令和 8)年 月

編集 帯広市市民福祉部

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地

TEL : 0155-65-4158 FAX : 0155-23-0155

E-mail : children@city.obihiro.hokkaido.jp